

[事案 26-126] 通院給付金支払請求

・平成 27 年 1 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないため通院給付金が一部不支払いとされたことを理由に、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

(1)以下の入院および通院をしたので、平成 18 年 7 月に契約した医療保険に付加された通院給付特約にもとづき通院給付金の支払いを求めたが、平成 25 年 11 月 25 日から平成 26 年 3 月 25 日まで (120 日) の通院が支払対象であるとして、3 日分しか支払われなかった。

- ・平成 23 年 12 月 15 日から平成 24 年 1 月 5 日まで入院 (A 病院)
- ・平成 24 年 2 月 17 日から平成 24 年 5 月 2 日まで入院 (A 病院)
- ・平成 24 年 5 月 2 日から平成 25 年 11 月 25 日まで入院 (B 病院)
- ・平成 25 年 11 月 25 日から平成 25 年 12 月 24 日まで入院 (A 病院)
- ・平成 25 年 12 月 24 日から平成 26 年 3 月 10 日まで入院 (B 病院)
- ・平成 26 年 3 月 11 日から平成 26 年 6 月 26 日 (退院日である 3 月 11 日の翌日以後 120 日以内) の間に 13 日の通院

(2)しかし、転院は同じ病気の治療のための医師の指示にもとづくもの (A にない治療設備のある B へ転院、B にはその設備がない A で受けていた治療を受ける際に A に転院、その治療の終了後再び B に転院) であり、11 月 25 日以後も入院治療は継続していたのであるから平成 25 年 11 月 25 日は退院ではない。よって、平成 26 年 3 月 10 日の翌日を通院期間の起算日として、残り 10 日分を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

医療機関に入って治療を開始した日を「入院日」、同じ医療機関から出た日を「退院日」として取り扱っており、約款によると、1 回目入院から 3 回目入院までは 1 回の入院とみなされ、3 回目入院中に入院給付金の支払限度日数である 180 日が到来しているため、3 回目入院の退院日である 11 月 25 日の翌日が通院期間を計算する起算日である。

よって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定 (外国) 生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 約款の規定

約款では、以下のとおり規定されている。

(1)通院給付金の支払事由について、「被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす通院をしたとき (ア) 次の (a) および (b) をともに満たす入院の退院日の翌日以後 120 日以内の期間 (以下「通院期間」といいます。) の通院であること (略)」。

退院日について、「被保険者が同一の事由により主約款の規定により 1 回の入院とみなされる 2 回以上の入院給付金の支払われる入院をした場合で、入院日数が 5 日以上とな

ったときは、その最後の入院の退院日（1回の入院の入院給付金の支払限度を超える場合には、その超える日を含んだ入院の退院日を最後の入院の退院日とします。）を第1項に定める退院日として取り扱います」。

(2)主約款では、上記の「1回の入院とみなされる2回以上の入院給付金の支払われる入院」について、「被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）を直接の原因として、第2条に規定する1日以上入院を2回以上したときは、1回の入院とみなして第2条の規定を適用して疾病入院給付金を支払います(略)」と規定し、また、上記の「1回の入院の入院給付金の支払限度」については、「1回の入院の給付日数の限度は、180日とします」と規定している。

2. 当審査会の判断

(1)退院とは、病状が回復して行われるという印象があり、また、本件は医師の指示による転院であったことからすると申立人の主張も理解できる。しかし、病状回復や医師の指示以外の事情でも退院が行われることからすると、“事情”によって退院となるか否かを判断せず、「退院」を「入院していた医療機関から出ること」とする保険会社の取扱いには合理性がある。

(2)本件における1回目入院から3回目入院は、同一疾病を原因とした入院であるので1回の入院とみなされ、3回目入院中に入院給付金の支払限度日数（180日）を超えたことから、3回目入院の退院日である11月25日の翌日が通院期間計算の起算日となるので、上記取扱いにより、10日分の通院給付金の支払いを拒んだ保険会社の対応は適切であったといえる。